

2020.2.22 (スワンスワンデー) から  
飲食店以外へも対象拡大!

オンライン申請が



できるようになりました!!

# 空気も おいしい施設

たばこの煙が  
ないから安心♪

## 始めよう! 受動喫煙対策!

敷地内または屋内を全面禁煙としている市内施設を  
“空気もおいしい施設”として認定します!

認定施設には  
“空気もおいしい施設ステッカー”を贈呈!

[認定条件]

1. 苫小牧市内に所在する施設\*であること  
\*改正後の健康増進法第28条の規定による第一種施設及び第二種施設
2. 施設の敷地内または屋内を全面禁煙としていること
3. 営業に係る関係法令や公序良俗に反していないこと



2020年4月に「健康増進法の一部を改正する法律」が全面施行され  
受動喫煙防止の取組は「マナー」から「ルール」に変わりました。



## 施設ごとの受動喫煙防止対策

### 第一種施設

- 学校（幼稚園・小・中・高等学校等）
- 病院、診療所
- 行政機関の庁舎
- 児童福祉施設等（保育所・児童養護施設等）
- 旅客運送事業自動車
- 航空機

### 第二種施設

- 第一種施設以外の多数の者が利用する施設
- 事務所
  - ホテル・旅館（客室を除く）
  - 工場
  - 旅客運送業用の船舶・鉄道
  - 飲食店
  - 国会・裁判所等
  - 既存特定飲食提供施設
- ※客席面積 100㎡以下かつ資本金・出資金の総額 5,000万円以下の個人または中小企業が経営する飲食店

### 敷地内禁煙

[※特定屋外喫煙場所の設置可]

### 原則屋内禁煙

[※喫煙専用室の設置可]

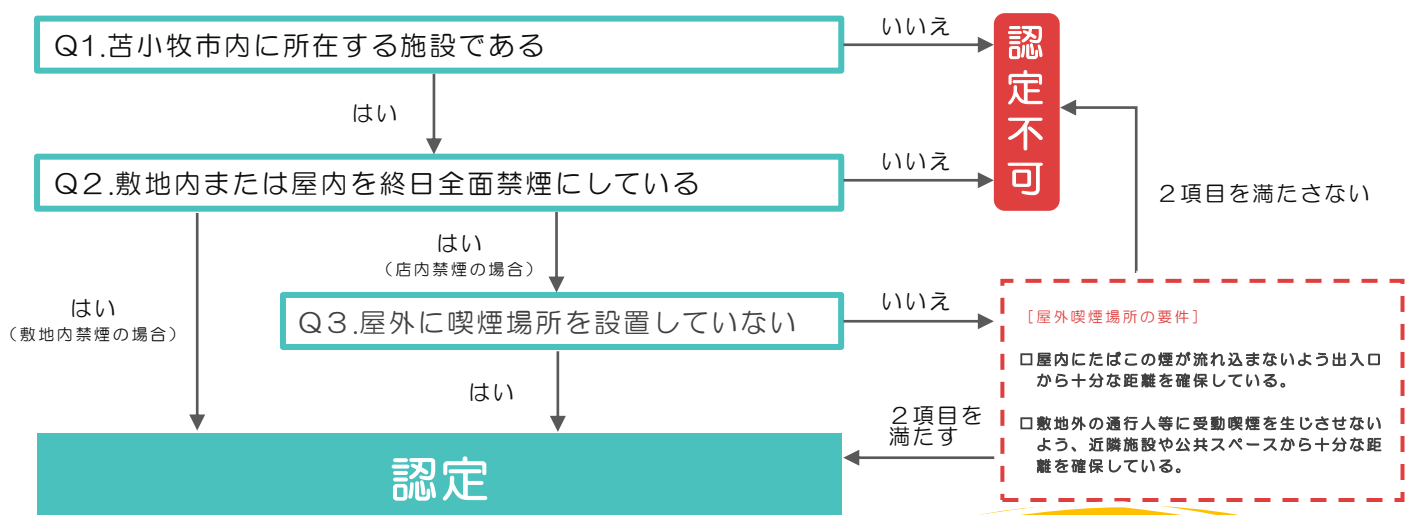
## 飲食店への経過措置

- 改正後の健康増進法では、既存特定飲食提供施設に対する経過措置が設けられており、喫煙可能な店舗であることを出入口へ掲示することで店内での喫煙が可能です。 ※管轄への保健所への届出が必要
- 周りの人に受動喫煙をさせないことが大切ですので、経過措置が適用される飲食店の皆様も、受動喫煙の防止に努めていただくようお願いいたします。



## 空気もおいしい施設の認定を受けるには？

空気もおいしい施設の認定を受けるには、いくつかの条件を満たす必要があります。  
条件を満たしているかどうかは以下のフローチャートでご確認の上、申請をお願いします。



申請書のダウンロードなど  
詳細は市HPをご覧ください

申請・問合せ

苫小牧市健康子ども部健康支援課

☎0144-32-6407

✉kenkosien@city.tomakomai.hokkaido.jp

